

東京都立南多摩中等教育学校保護者の皆様へ

取扱代理店：関根保険有限会社
引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

PTAに関する損害保険のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社業務に関しまして、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年に引き続き、都立南多摩PTA理事会の議決により、PTAとして生徒・保護者・教師の総合補償のため、次の内容の損害保険に加入頂くことになりました。内容につきまして詳細をご案内いたしますので、よろしくご確認ください。

敬具

【加入保険商品】

1. 学校契約団体傷害保険(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約付学校契約団体傷害保険(学校管理下のみ補償))
2. PTA団体傷害保険(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約付PTA団体傷害保険)
3. PTA賠償責任保険(PTA特約条項(管理者賠償責任補償条項、児童・生徒賠償責任補償条項)付賠償責任保険)

【ご契約者】 都立南多摩PTA

【保険期間】 2023年4月1日午前0時から2024年4月1日午後4時まで1年間

【保険の内容】

補償の対象	内 容
1. 学校契約団体傷害保険(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約付学校契約団体傷害保険(学校管理下のみ補償))	
生徒全員	<p>1. 保険の概要</p> <p>(1)基本契約</p> <p>この保険は、貴校の生徒全員を対象として、貴校の管理下にある生徒が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いするものです。</p> <p>(2)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約</p> <p>この特約は、貴校の管理下にある生徒が病原性大腸菌「O-157」やサルモネラ菌、ノロウイルスなどの細菌やウイルスを偶然かつ一時に摂取した場合などに生じる中毒症状が発生したときに保険金をお支払いするものです。</p> <p>2. お支払いする保険金の内容</p> <p>死亡保険金</p> <p>貴校の管理下にある生徒が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>後遺障害保険金</p> <p>貴校の管理下にある生徒が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%^{*1}をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、被保険者ごとに死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>* 1 既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から、既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。 (約款に定める後遺障害等級表に掲げる支払い割合に基づいて算出します。)</p> <p>入院保険金</p> <p>貴校の管理下にある生徒が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金額をお支払いします。</p> <p>手術保険金</p> <p>貴校の管理下にある生徒が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、(1)のいずれかの手術を受けられた場合、(2)によって算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。</p>

(1) 対象となる手術

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術は対象となりません。
②先進医療^{*2}に該当する手術。ただし、治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すものに限ります。

(2) お支払いする手術保険金の額

①入院中 ^{*3} に受けられた手術の場合	②外来で受けられた手術の場合
手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)	手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)

* 2 病院などにおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院などが厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、ご契約期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensimiryo/kikan.html>) をご覧ください。

* 3 貴校の管理下にある生徒が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのために入院している間をいいます。

* 1 事故に基づくケガに対して (2)①および②の手術を受けた場合は、(2)①の算式により算出した額とします。

通院保険金

貴校の管理下にある生徒が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いるべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など）を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。

*ギプスなどとは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

【ご注意】 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象なりません。

薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院

【ご注意】 通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。

*貴校の管理下にある生徒が細菌やウイルスを偶然かつ一時に摂取した場合などに生じる中毒症状に対しても、前記の保険金をお支払いします。

- (注) • 死亡保険金、後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
• 死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかつた場合は被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。
• この保険は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なく保険金をお支払いします。
• ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなつたときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

3. 保険金をお支払いする事故の例

(1)学校施設内でケガをされた場合

- ・学校内の階段で転落してケガをし、後遺障害が生じた。
- ・運動部の練習中にケガをして通院した。
- ・学校内の食堂で昼食をとって細菌性食中毒をおこして、入院した。

(2)学校とご自宅の通常経路の往復途上においてケガをされた場合

- ・自転車通学の途中で転倒して骨折して入院し、手術をした。

(3)学校主催行事中にケガをされた場合

- ・修学旅行中にケガをして、通院した。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失によるケガ
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ

- ・脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- ・地震、噴火、津波、戦争、暴動などによるケガ
- ・むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ・学校の管理下にないときに起きた事故によるケガ

など

5. ご契約金額(保険金額)・保険料 (補償内容: 管理下のみ補償、免責日数: なし)

(ご契約期間1年・一時払)

ご契約金額 (1名あたり)	死 亡 ・ 後 遺 障 害	1 6 5 万 円
	入 院 保 険 金 日 額	1, 5 0 0 円
	通 院 保 険 金 日 額	1, 0 0 0 円
1名あたりの年間保険料	前 期 生	9 6 0 円
	後 期 生	1, 1 5 5 円

※「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、P. 1 「2. お支払いする保険金の内容—手術保険金」をご覧ください。

6. 保険料負担者=貴PTA(別途徴収金より支払いいたします。)

2. PTA団体傷害保険(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約付PTA団体傷害保険)

生徒・
保護者・
教師
※全員加入

1. 保険の概要

(1) 基本契約

この保険は、次の方を被保険者(保険の補償を受けられる方)として、PTA行事参加中またはその行事に参加するために自宅と行事会場との通常の往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。ただし、生徒のケガで「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済の給付対象となるものについては、その給付金の支払有無にかかわらず、この保険の保険金はお支払いできません。

- ① PTA会員(保護者会員、教師会員)
- ② PTAの属する学校に在籍する生徒
- ③ PTA会員の同居のご親族
- ④ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方* (* 来賓やボランティアなどをいいます。)

(2) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

この特約は、PTA行事参加中に被保険者が病原性大腸菌「O-157」やサルモネラ菌、ノロウイルスなどの細菌やウイルスを偶然かつ一時に摂取した場合などに生じる中毒症状が発生したときに保険金をお支払いするものです。

2. お支払いする保険金の内容

死亡保険金

PTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害保険金

PTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%*1をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、被保険者ごとに死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

*1 既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。

(約款に定める後遺障害等級表に掲げる支払い割合に基づいて算出します。)

入院保険金

PTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対して、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。

手術保険金

PTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、(1)のいずれかの手術を受けられた場合、(2)によって算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。

(1)対象となる手術

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術は対象となりません。
- ②先進医療^{*2}に該当する手術。ただし、治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すものに限ります。

(2)お支払いする手術保険金の額

①入院中 ^{*3} に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10（倍）	②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5（倍）
---	--

* 2 病院などにおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院などが厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、ご契約期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensimiryoku/kikan.html>) をご覧ください。

* 3 PTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガのために入院している間をいいます。

※1 事故に基づくケガに対して (2)①および②の手術を受けた場合は、(2)①の算式により算出した額とします。

通院保険金

PTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、じんたいそんじょう 鞣帶損傷などのケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など）を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。

※ギプスなどとは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

【ご注意】 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象なりません。

薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院

【ご注意】 通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。

※PTA行事参加中に細菌やウイルスを偶然かつ一時に摂取した場合などに生じる中毒症状に対しても、前記の保険金をお支払いします。

- (注)
- 死亡保険金、後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
 - 死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。
 - この保険は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なく保険金をお支払いします。
 - ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなつたときは、それらの影響がなかつたものとして保険金をお支払いします。

3. 保険金をお支払いする事故の例

(1)PTA行事に参加されている間のケガ

- PTA主催のスポーツ大会参加中にケガをして入院した。
- PTAの会合に出席する際、会場の階段で転倒しケガをして通院した。
- PTA主催のレクリエーション大会で、昼食に配られたお弁当が原因で細菌性食中毒を起こし入院した。

(2)PTA行事に参加されるため所定の場所と自宅との通常経路の往復途上のケガ

- PTA総会の会場へ自転車で向かう途中に転倒してケガをして入院し、手術をした。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ

- ・地震・噴火・津波によるケガ
- ・戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ・むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ・生徒については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の 災害共済の給付対象となる事故によるケガ*

など

*生徒については、次のケガは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済により給付対象となりますので、この保険の保険金はお支払いできません。

- ・各教科や学校行事などの授業中のケガ
- ・部活動などの課外活動中のケガ
- ・休憩時間中のケガ
- ・通学・通園中のケガ

5. ご契約金額(保険金額)・保険料

(ご契約期間1年・一時払)

ご契約金額 (1名あたり)	死 亡 ・ 後 遺 障 害	1 6 5 万 円
	入 院 保 険 金 日 額	1, 5 0 0 円
	通 院 保 険 金 日 額	1, 0 0 0 円
1世帯あたりの年間保険料		6 6 円

※ 「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、P. 3「2. お支払いする保険金の内容—手術保険金」をご覧ください。

6. 保険料負担者=貴PTA（別途徴収金より支払いいたします。）

3. PTA賠償責任保険(PTA特約条項(管理者賠償責任補償条項・児童・生徒賠償責任補償条項)付賠償責任保険)

PTA・
生徒
※全員加入

1. 保険の概要

(1)PTAの皆様の賠償責任(PTA活動中のみ補償) 被保険者【保険の補償を受けられる方】:貴PTA

PTA活動中に「①または②が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわした場合」や「③の物をこわしたり、盗まれた場合」に貴PTAが法律上の損害賠償責任を負担されることにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。
 ①PTAが所有、使用または管理する施設（施設・業務遂行リスク）
 ②PTA活動の遂行（施設・業務遂行リスク）
 ③借用している財物（受託物リスク）

(2)PTAの生徒の賠償責任(日常生活全般を補償*) 被保険者【保険の補償を受けられる方】:貴PTAの生徒とその親権者など

貴PTAの生徒の行為が原因で、他人にケガをさせたり、他人のものをこわした場合に、貴PTAの生徒やその親権者などが法律上の損害賠償責任を負担されることにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

*PTAの活動中に限らず、生徒の日常生活も含め24時間対象となります。

PTA賠償責任保険では、次の1から5までの要件をすべて満たす場合に保険金をお支払いします

要件1 貴PTAの活動においてまたは貴PTAの生徒の日常生活においての事故が発生すること。

要件2 他人の身体の障害*¹または財物の損壊*²が発生すること。

要件3 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生すること。*³

要件4 法律上の損害賠償責任の負担により被保険者（保険の補償を受けられる方）に財産上の損害が発生すること。

要件5 保険金をお支払いできない場合（免責事項）に該当する事故や損害でないこと。*⁴

*1 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。

*2 有体物の滅失、損傷または汚損です。ただし、受託物については紛失、盗取および詐取を含みます。また、これらに起因するその有体物が使用できることによる被害を含みます。

*3 結果的に貴PTAまたは貴PTAの生徒に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、争訟費用などに対する保険金は、お支払いの対象となります。（P. 5「2. お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。）

*4 P. 6「4. 保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

2. お支払いする保険金の種類と内容

(1)損害賠償金

損害賠償請求権者（被害者）に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

※1回の事故について、損保ジャパンが支払うべき(1)損害賠償金の保険金の額は、保険証券に記載された免責金額を差し引いた額とします。また、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(2)損害防止費用

事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益であった費用です。

(3)権利保全行使費用

第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した必要または有益な費用です。

(4)協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて被保険者がこれに協力するために支出した費用です。

(5)争訟費用

被保険者が損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用です。

(6)緊急措置費用

事故が発生した場合に、被保険者が損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむを得ない処置のため、被保険者が支出した費用です。

※(2)から(6)までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(5)争訟費用に対する支払額は、「ご契約金額（保険金額）の(1)損害賠償金の額に対する割合」を乗じたとします。

3. 保険金をお支払いする事故の例

(1) PTAの皆様の賠償責任(PTA活動中のみ補償)

- ・PTA主催の交通安全教室でテントが倒れたため、参加していた保護者の自動車をこわしてしまった（PTA活動危険）
- ・PTA主催の講演会での整理・誘導の不手際により、参加した保護者がケガをされた。（PTA活動危険）
- ・PTA主催の親子映写会中に、借用していた映写機材を倒してこわしてしまった。（受託物危険）

(2)PTAの生徒の賠償責任(日常生活全般を補償)

- ・生徒がサイクリング中、自転車で通行人をはねてケガをさせてしまった。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

(1)PTAの皆様の賠償責任共通

- ・ご契約者または被保険者の故意
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- ・放射線照射または放射能汚染
- ・環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。
- ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- ・約定または合意によって加重された損害賠償責任
- ・アスベストス（石綿）もしくはアスベストス（石綿）を含む製品またはアスベストス（石綿）の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性による事故
- ・医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）
- ・記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

など

(2) PTAの皆様の賠償責任固有(PTA活動危険)

- ・航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。以下同じです。）または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ・施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故
- ・塵埃または騒音に起因する事故
- ・記名被保険者が所有または貸借する施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊
- ・石油拡散防止費用に対して負担する損害賠償責任

など

(3)PTAの皆様の賠償責任固有(受託物危険)

- ・ご契約者または被保険者が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
- ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する受託物に発生した財物の損壊
- ・受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、黴、腐敗、変質、変色、鏽、汗濡れその他類似の事由または鼠食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊
- ・原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物の損壊

- ・屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨または雪などに起因して受託物に発生した財物の損壊
- ・被保険者が借用する不動産または自動車に発生した財物の損壊
- ・受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された財物の損壊

など

(4)PTAの生徒の賠償責任

- ・ご契約者または被保険者の故意
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- ・放射線照射または放射能汚染
- ・環境汚染。ただし、突發的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。
- ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- ・約定または合意によって加重された損害賠償責任
- ・航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ・被保険者が占有、使用または管理する他人の財物に生じた財物の損壊
- ・被保険者の同居のご親族および被保険者と生計を共にする別居のご親族に対して負担する損害賠償責任

など

5. ご契約金額(保険金額)・保険料

(ご契約期間1年・一時払)

ご契約金額 (1名あたり)	PTA活動危険	対人	1名につき	1億円	(自己負担額)なし
			1事故につき	5億円	
	対物	1事故につき	1億円	(自己負担額)なし	
受託物危険	対物	加害会員1名につき	10万円	(自己負担額)5,000円	
		保険期間中限度額	500万円		
児童・生徒賠償危険	対人・対物共通	1事故につき	1億円	(自己負担額)1,000円	
1名あたり年間保険料					275円

6. 保険料負担者=貴PTA(別途徴収金より支払いいたします。)

【事故が発生した場合のお手続き】

- 万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店 (関根保険有限会社)

042-642-5605

[受付時間：平日の9:00～17:00
(土日、祝日、12/29～1/4を除きます。)
※変更になる場合がございます]

・損害保険ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110

[受付時間：24時間×365日]

- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンより保険金請求手続きに関してご案内いたします。

- 保険金請求権につきましては、時効（3年）がありますのでご注意ください。

<保険金の代理請求人制度について>

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

- 必ずご相談ください。

損害賠償請求権者（被害者）からの損害賠償請求に対して、被保険者がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に損害保険ジャパンにご連絡ください。もし損害保険ジャパンの承認なしに示談されますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

- 事故の解決のために取扱代理店および損害保険ジャパンが行う手続きおよび援助について事故が起きた場合には、取扱代理店および損害保険ジャパンは、被保険者と損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決の

ためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および損保ジャパンは、損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉をお引き受けすること（示談代行）はできませんのでご了承ください。

●次の内容を取扱代理店または損保ジャパン事故サポートセンターへご連絡ください。

- (1) 連絡者名（学年、組、生徒名、保護者名）
- (2) 事故の内容（事故発生日時、場所、被害者、加害者、事故原因、被害やケガの部位・症状や程度）

●必要書類について

必要書類の中には、下記のように証明を要するものがありますのでご手配ください。

- (1) 生徒のケガの事故の場合 ・・・ 学校長による生徒の教育活動証明
- (2) 保護者・教師の事故の場合 ・・・ P T A会長によるP T A活動中の事故証明

【その他】

●この書面は、細菌性およびウイルス性食中毒補償特約がセットされた学校契約団体傷害保険の概要、細菌性およびウイルス性食中毒補償特約がセットされたP T A団体傷害保険の概要、P T A管理者賠償責任補償約款、P T A児童・生徒賠償責任補償約款付賠償責任保険の概要をご説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド（ご契約のしおり）普通保険約款・特約」をご用意しておりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●このご案内に記載のない内容につきましては「ご契約のしおり」に基づくものとします。

●ご契約手続きその他ご不明な点につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<代理店の役割について>

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

【ご契約手続き、事故に関するお問合せなどのご連絡先】

<取扱代理店>

関根保険有限会社（担当：関根）

〒 192-0046 東京都八王子市明神町3-15-11 2F
TEL : 042-642-5605 FAX : 042-642-5055

受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/29～1/4を除きます。）
※変更になる場合がございます

E-mail : info@s-h.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.sonpo.co.jp/sekine/>

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

西東京支店 八王子支社（担当：岡）

〒 192-0046 東京都八王子市明神町1-25-6

TEL : 050-3798-4925

受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

●事故サポートセンター

（おかげまちがいにご注意ください。）

【受付時間】24時間365日 **0120-727-110**

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

（おかげまちがいにご注意ください。）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

<一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター>

0570-022-808 [ナビダイヤル]

受付時間：平日の9:15～17:00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）